

紋章の研究

その14 江戸時代の武将の紋章(9)

若山初子

A STUDY OF CRESTS

No. 14, The Crests of Samurai Families of the Edo Era (9)

Hatsuko Wakayama

ABSTRACT

This investigation was of various Samurai of crests of 465 daimyo and 29 retainers (holdings ranging from 500-7000 koku in value) in the year 1708 (year 5 of the Hooei Period). The crests included in this study are ones hitherto undescribed.

These new crests were of the following three types :

- (1) Crests which existed beforehand but were altered
- (2) Crests which existed beforehand but were put into new combinations
- (3) Crests which included new materials

CRESTS OF DAIMYO consisted of the following types :

- (1) Crests which existed beforehand but were altered :
 - (a) three, of which portions were altered
 - (b) three to which outlines were added
 - (c) one in which the outline was altered
 - (d) one in which its combination of parts was altered
- (2) One crest, parts of which existed previously but were newly combined
- (3) One new crest, the name of which is unknown

A RETAINER'S CREST (with holdings in the range of 500-7000 koku) was examined, which existed previously but was altered.

All of the crests examined in this study were new crests - a total of 11. None were found to contain new materials.

I. 緒言	(2) 新しく組み合わせたもの
II. 大名の紋章	3. 紋章名不明のもの
1. 紋章の分類	4. まとめ
2. 新しい紋章	III. 7000石～500石の武将の紋章
(1) 今まである紋章を変化させたもの	1. 紋章の分類
• 部分的に変化させたもの	2. 新しい紋章
• 外郭を付したもの	3. まとめ
• 外郭を変化させたもの	IV. 結び
• 組み合わせを変化させたもの	• 新しい事物を用いたもの とした。

I. 緒　　言

前報⁽¹⁾においては、大武鑑⁽²⁾に収録されていた江戸時代寶永3年における大名199氏、9900石～200俵の武将687氏の紋章について考察を行なった。

その内容は、この年に新しく用いられた紋章を見出すことである。その結果、新しい紋章としては大名では、既存のものを部分的に変化させたもの1ケースが認められた。また9900石～200俵の武将については、既存のものを変化させた形が7ケース、新しく組み合わせたもの4ケース、新しい事物を用いたもの2ケースが認められ、紋章名不明の紋にも2ケースの新しい紋章があった。

以上寶永3年の武将の紋章については、合計16ケースが新しい紋章であった。

本報においては、引き続き寶永5年に収録されている大名465氏、7000石～500石の武将29氏の紋章を調べ、前報⁽¹⁾と同様に新しい紋章を見出すことを目的としてまとめた。大名と大名以外の武将の人数比は前報⁽¹⁾では1：3.5であり、本報では16：1で大名の収録が圧倒的に多かった。

尚新しい紋章の定義としては前報⁽¹⁾と同様に

- 今まである紋章を変化させたもの
- 新しく組み合わせたもの

II. 大名の紋章

寶永5年に武鑑⁽²⁾に載せられている大名は465氏であった。

1. 紋章の分類

これらの大名の紋章を分類して表1に示す。尚分類方法は前報⁽¹⁾と同様である。

表1 寛永5年の大名の紋章の分類

文 様 紋		紋 の 種 類 紋章数			
紋 の 種 類 紋章数		紋 の 種 類 紋章数			
巴 紋	右三つ巴	8	菱 紋	三階菱	11
	右三つ巴（黒地）	1		丸に三階菱（菱と丸の間黒地）	2
	左三つ巴	5		溝口菱	1
木 瓜 紋	木瓜	1	紋	山口菱	2
	五葉木瓜	2		割菱	2
	五葉木瓜（窠輪黒地）	10		柳沢菱の葉	1
瓜 紋	丸に堅木瓜	2	花 菱 紋	三つ盛菱	2
	丸に堅木瓜（窠輪黒地）	3		丸に花菱	1
	板倉木瓜	1		四つ花菱（柳沢花菱）	2
引 両 紋	三つ盛木瓜	1		三つ盛花菱	2
	丸に二引両	4	鱗 紺	三つ鱗	3
	揃い二つ引両	1		細輪	3
	丸に三引両	7	輪 紋	中太輪	5
	丸に堅三引両	2		太輪	1
目 結 紋	喰違七引両	1		格輪	1
	平四つ目結（黒地）	1	輪違 紺	窠輪（黒地）	2
	隅立四つ目結	5		輪違	2
	隅立四つ目結（黒地）	2	直違 紺	丹羽直違	1
	丸に隅立四つ目結	2		細平角	2
	丸に隅立四つ目結（四つ目結黒地）	1	角 紺	隅立角持	2
	丸に隅立四つ目結（丸と四つ目結黒地）	1			
	つなぎ四つ目結（黒地）	1			
	つなぎ九つ目結（黒地）	4			

植 物 紋							
紋の種類		紋の種類		紋の種類			
	紋章数		紋章数		紋章数		
葵 紋	丸に三つ葵	1	下り藤	5	茗荷紋	稻垣茗荷	2
	丸に三つ葵	1	下り藤(花黒地)	8		稻垣茗荷の丸	1
	(丸と葵の間黒地)		上り藤(花黒地)	4			
	尾州葵	1	藤巴	7	笹紋	丸に九枚笹	2
	尾州六つ葵	4	葛	2	牡丹紋	津輕牡丹	3
	紀州葵	1	丸に葛	1	松紋	西尾櫛松	2
	紀州六つ葵	2	藤堂葛	2			
	水戸葵	8	鬼葛	5			
	水戸六つ葵	5	丸に尻合せ三つ葛	2			
	菊輪に三つ葵	2	尻合せ三つ藤堂葛	2	違い丁字		1
	窠輪に三つ葵	3	丸に沢瀉	5	丁字紋	(輪郭を残し中を黒く)	
	窠輪に三つ葵	2	抱沢瀉	5		六つ丁字	2
	(窠輪黒地)		丸に抱沢瀉	1		(輪郭を残し中を黒く)	
	平隅切角に三つ葵	2	大関沢瀉	2		丸に八つ丁字	2
	八角に三つ葵	3	三つ盛沢瀉	2	桜紋		
	反り八角に三つ葵	2	立棍の葉	3		九曜桜	1
	六つ裏葵に唐花	4	丸に立棍の葉	1	撫子紋	秋月撫子	2
	丸に立葵	11	平隅切角に立棍の葉	1		三つ盛撫子	1
	中平角に立葵	3	諏訪棍の葉	2	梨紋	永井梨切口	3
菊紋	枝菊(青山菊)	3	丸に三つ柏(牧野柏)	7			
桐紋	五七の桐(花黒地)	39	細輪に土佐柏	1	葦紋	石川葦	1
	五七の陰桐	2	抱柏	2			
	尻合せ三つ五三の桐	1	桔梗	2	棕櫚紋	棕櫚	3
梅 紋	丸に向う梅 (丸の中黒地)	1	丸に桔梗	2	鐵線紋	丸に鐵線(具象表現)	1
	梅鉢	6	土岐桔梗	2	大根紋	違い大根(左上)	1
	隅立角に梅鉢	1	橘	1			
	星梅鉢	4	丸に橘	3			
	変り星梅鉢	1	丸に竿龍胆	2	車前草紋	車前草	1
	裏梅鉢	1	丸に三つ葉龍胆	2			
	裏梅鉢(黒地)	2	三つ竿龍胆	1			
酢漿草紋	酢漿草	1	(下から蔓を伸ばし 斜交させたもの)				
	丸に酢漿草	4	尻合せ三つ竿龍胆	2			
	隅立平角に酢漿草	2					

動物紋		
紋の種類	紋章数	
鷹の羽紋	丸に違い鷹の羽	1
	丸に班入違い鷹の羽	3
	丸に右重ね違い鷹の羽	2
	丸に右重ね班入違い鷹の羽	2
	簞輪に右重ね班入違い鷹の羽	1
	八つ鷹の羽車	1
	井上鷹の羽	3
	久世鷹の羽	3
蝶紋	揚羽蝶	5
	丸に揚羽蝶	1
	鋸輪に揚羽蝶	1
	菊輪に揚羽蝶	1
	三つ蝶（内向き）	4
	備前蝶	3
	建部蝶	2
	池田対蝶	1
	池田三つ蝶	2
鶴紋	鶴の丸	3
	丸に鶴の丸	2
雁紋	細輪に二つ雁金	3
鹿角紋	抱き角	1
馬紋	相馬つなぎ馬	1
鳳凰紋	鳳凰の丸	2

器財器具紋				
紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	
釘抜紋	釘抜	6	蛇の目	7
	丸に釘抜	7	蛇の目九曜	3
	丸に釘抜	1	丸に蛇の目九曜	2
	(丸の中黒地)			
	隅切垂れ角に釘抜	1	中川久留守	1
	つなぎ釘抜	1	内田久留守	1
			(外側に四ヶの小円付)	
			内田久留守	
			(小円無し)	
杏葉紋	抱き杏葉	1		
	花杏葉	1		
	鍋島花杏葉	4		
	内隅入平角に鍋島花杏葉	2	丸に額	
矢紋	丸に一本矢羽	2	洲浜	1
	違い矢	1	丸に洲浜	2
	疔桐違い矢	2	笠	1
			柳生笠	2
	月の丸扇	2	祇園守	2
	丸に月の丸扇	3		
	内隅入平角に月の丸扇	1		
	五本骨扇	1	輪宝輪宝	2
	高崎扇	1	輪宝	1
扇紋	三つ扇	4	独樂	1
	重ね扇	1		
檜扇紋	檜扇	1	槌	1
	秋田檜扇	2		
軍配团扇紋	奥平团扇	2	轡	1
	軍配团扇（房付）	1	隅立角轡	
	三軍配团扇（柄長）	1		
車紋	源氏車（八本骨）	3	梯子	1
			五段梯子	1
水車紋	丸に六つ水車	1	七段梯子	1
	八つ水車	3		
銭紋	永楽通寶錢	5	餅	6
	真田六文錢	2		
	青山錢	3		
	裏一文錢	2		

天文地理紋			文 字 紋			築造物紋		
紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数
星 紋	三つ星	2	白黒一文字	1		井筒紋	組平井筒	4
	離れ三つ星	1	窠輪に一文字(窠輪白)	1		井桁紋	井桁	1
	六曜	9	丸に九の字	1		鼈紋	立三つ石	1
	七曜	2	丸に十の字	5		鳥居紋	鳥居(かさ木黒)	1
	九曜	9	丸に十の字 (丸と十の字白)	1				
	離れ九曜	14	丸に土文字	1				
	角九曜	2	本の字	1				
	十曜	2	丸に本の字	3				
			糸輪に本の字	3				
日 紋	十二日足	2	中平角に本の字	1				
	隅立角に月	2	隅切隅立角に本の字	1				
月 紋	おぼろ月	2	丸に大の字	2				
			丸に山の字	1				
			丸に上の字	2				
			丸に利の字	2				
			左万字	1				
			丸に左万字	2				
			丸に左万字 (丸の中黒地)	3				
			四角に巴の字	1				
			隅切立角に米の字	1				
			藤の字(黒)	1				
			源氏香図(花散る里)	1				

図符紋		
紋の種類		紋章数
丸に九字		1

不明紋		
紋の種類		紋章数
紋章名不明のもの		3

合		成 紋	
紋 の 種 類	紋章数	紋 の 種 類	紋章数
一文字三つ星	6	れんじに月	2
丸に一文字三つ星	1	六曜巴	1
丸に三つ星一文字	2	板倉巴	5
折敷に三の字	3	七宝に花菱	2
折敷に縮三の字	1	星つき七宝に花菱	1
折敷に縮三の字 (折敷黒地)	1	五つ瓜に唐花 (窠輪黒地)	1
二重折敷に縮三の字	2	剣酢漿草	2
折敷に花菱	1	丸に剣酢漿草	6
亀甲に花菱 (亀甲外側わく黒)	2	長剣梅鉢	2
亀甲に花菱 (亀甲と花菱の間黒)	1	竹輪に対い飛雀	2
亀甲に七曜 (亀甲と七曜黒地)	3	丸に九枚笹に二羽飛雀	1
三盛亀甲に七曜 (亀甲内黒地)	1	丸に二本竹に二羽宿雀	2
三盛亀甲に花菱 (亀甲内黒地)	1	九枚笹輪に三羽飛雀	1
亀甲に小の字	1	雪持ち五枚笹	2
亀甲に左万字 (亀甲黒地)	2	上り藤に大の字 (花と大の字黒地)	3
黒餅に稻妻	2	上り藤に大の字	1
黒餅に離れ九曜	1	下り藤に十の字 (花と十の字黒地)	2
黒餅に堅木瓜	2	丸に一文字割剣桔梗	3
黒餅に鬼薦	1	沢潟に水	2
黒餅に酢漿草	2	剣輪に右三つ巴	1
黒餅に永井梨切口	1	違い山形に輪違い	1
黒餅に班入違い鷹の羽	4	庵に木瓜	1
黒餅に八つ鷹の羽車	2	南部鶴	3

次に表1の紋章をまとめてその数を図1に示す。

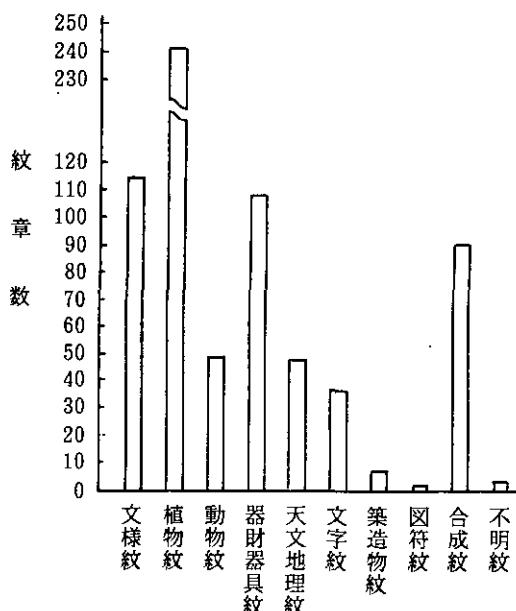


図1 大名の紋章の種類

図1の結果を前報⁽¹⁾と比較すると、ほぼ同様の傾向を示している。すなわち植物紋が最も多く、文様紋、器財器具紋と続き、植物紋は文様紋の2倍以上が用いられている。尚合成紋は二つ以上の紋章を組み合わせて一つの紋章にしたもので、著者が付した名前である。大名が用いている紋章数の合計は694ケースであった。これは複数の紋章を用いる大名があるためである。

2. 新しい紋章

新しく用いられた紋章を前述のように分類した。

(1) 今まである紋章を変化させたもの

新しく用いられた紋章にはこの形態のものが多い。この傾向は前報⁽¹⁾でも同様である。前報⁽¹⁾と異なる点は前述したように、収録

されている人数が本報においては大名が多く、前報⁽¹⁾の大名以外の武将と同様の傾向を示している。形態の変化を便宜上四つの項目に分類し、用いている武将と共に表2にまとめた。

表2 今まである紋章を変化させたものおよび用いた武将

部分的に変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	池田対い蝶	池田内匠政熙	25000
	丸に1本矢羽	毛利周防守高定	20000
	五七の蔭桐	田村下總守誠顯	30000

外郭を付したもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	丸に八つ丁字	松平豊三郎	記載なし
		松平政彌	
	内隅入平角に月の丸扇	佐竹武部義都	10000
	剣輪に右三つ巴	木下肥後守公定	23000

外郭を変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	二重折敷に縮三文字	久留嶋帶刀通綱	12500

組み合わせを変化させたもの			
紋章	紋章名	氏名	石高
	尻合せ三つ藤堂嵩	藤堂備前守高賢	53000

- 部分的に変化させたもの

この系列に入る紋章は3ケースの紋章であった。

蝶紋を武士が用いた歴史は古い。池田氏は蝶を家紋としているが、池田内匠政熙の用いている対い蝶は、羽の外側の部分を黒く塗りつぶして変化させている事が認められる。尚この池田氏は対い蝶と共に尻合せ三つ笛龍胆も家紋としている。

矢紋は尚武的な意義から用いられている紋章である。矢⁽³⁾は鏃・矢柄・矢羽・矢筈の4つの部分から成るが、全体の形が長いため紋章化しにくく、現在用いられている紋章は矢筈・矢羽の部分を主としたものが多く、それを矢としているようである。

毛利周防守高定の用いている丸に一本矢羽は、矢羽の周囲を二重にしたものである。矢羽の多くは鶯、鷹等の鳥の羽を使用したようであり、矢紋の多くは矢羽の部分に線の模様が記入されているが、この紋章にはそれが無く、矢筈を拡大したものとも考えられる。矢羽あるいは矢筈紋であったとしても、その周囲を二重にした事が新しい形である。尚この毛利氏はこの紋章と共に丸に隅立四つ目結も用いている。

田村下總守誠顯は車前草紋と共に五七の蔭桐を用いている。前報⁽⁴⁾において、田村右京太夫建顯が車前草紋と共に雲州桐を用いた事を述べた。これらの紋は前者は新しい事物の紋章であり、後者は部分的に変化させ新しくなった紋章であった。本報の田村氏と前報⁽⁴⁾の田村氏との関係は系図⁽²⁾が示されていないので、確定的な事としては述べる事は出来ないが嫡男と考えられる。その理由は田村右京太夫御嫡田村下總守と記してあり、居城も奥州一の関と一致しているからである。

ゆえに考えられる事は車前草紋は父と同じ紋章を用い、桐紋を変化させて用いたと言う

事である。前報⁽⁴⁾の桐紋は五三の桐で葉は葉脈が無く輪郭のみであった。本報の桐紋は五七の桐で、葉脈が無いのは同様であるが左右の葉は輪郭を二重に描いている。桐紋に葉脈を描いていないのは調べた限りでは田村氏のみである。

- 外郭を付したもの

この系列に入る紋章は3ケースであった。

丸に八つ丁字紋は松平紀伊守信庸の次男、四男の用いている紋章で、八つの丁字を車の形にし丸を付したものである。八つ丁字車はすでに用いられており新しい紋章ではない。丁字紋の場合丁字車として6、7、8ヶの丁字を用いる時は、そのままで円となるため以前は丸が付されたものは無く、やはり新しい形態と考えられる。尚付記すると紀伊守の紋章は、丸に利の字と六つ丁字車（中を黒く輪郭を白く残したもの）を用いており、嫡男は丸に利の字の紋章である。

佐竹氏一族は月の丸扇を家紋としている。月の丸扇や丸に月の丸扇は多く用いられているが、佐竹武部義都は外郭に内隅入平角を用い、この外郭と月の丸扇との組み合わせは始めてである。

前報⁽⁵⁾で内隅入平角と鍋嶋花杏葉との組み合わせを述べたが、本報の紋章も前報⁽⁵⁾の紋章も外郭は黒地である。

右三つ巴の周囲を剣の輪で囲んだ紋章も新しい。剣は柔軟なイメージを与える植物紋の酢漿草、あるいは桔梗等の空間に挿入して、硬化感を表現するために用いられている場合が多いが、この紋章は三つ巴を剣輪で囲ったもので、力を誇示しているように見える。尚木下肥後守公定はこの紋章と共に五七の桐も用いている。

- 外郭を変化させたもの

この系列に入る紋章は1ケースであった。

久留嶋氏は折敷に縮三文字と、柄長三軍配

団扇紋を用いていることを前報⁽⁶⁾で述べた。本報の久留嶋帶刀通綱は前報⁽⁶⁾久留嶋氏の嫡男である。柄長三軍配団扇を用いているのは同様であるが、折敷と縮三文字紋に変化が見られる。すなわち折敷を二重にして子持ちの形にし外側を黒地に、また縮三文字も黒地を用いている。

・ 組み合わせを変化させたもの

この系列に入る紋章は、組み合わせた結果新しい形となったもので1ケースの紋章であった。

藤堂氏は代々藤堂萬を用いているが、藤堂備前守高賢はこの藤堂萬を3ヶ尻合せの形で用いている。藤堂萬がこのような形で3ヶ組み合わされたのは始めてである。ちなみに藤堂萬の形は普通に用いられている萬より形が偏平であり、それぞれの葉の葉脈も左右一本ずつ多くなっている。

(2) 新しく組み合わせたもの

新しく組み合わせたと考えられる紋章、および用いた武将を表3に示す。

表3 新しく組み合わせた紋章および用いた武将

紋 章	紋 章 名	氏 名	石 高
	違い山形に輪違い	脇坂一学	記載なし

この系列に属する紋章は、単独で用いられているものを組み合わせた結果が新しい紋章になったもので、1ケースの紋章であった。

脇坂一学の用いた紋章は違い山形に輪違い紋である。尚違い山形の単独紋は、調べた限りでは該当する武将は過去には認められない。

脇坂氏は代々輪違い紋を用いており、父の脇坂淡路守安照は輪違い紋と違い丁字（かけ違い丁字）を用いており、嫡男脇坂伊勢守安

清は輪違紋を用いている。次男である脇坂一学は、輪違い紋と違い山形を組み合わせて家紋としたものと考えられる。

3. 紋章名不明のもの

紋章名のわからないものを表4に示す。

表4 紋章名不明のもの

紋 章	氏 名	石 高
	本多山城守忠次	10000
	松浦玄蕃厚	10000
	相良志摩守頼福	22000

これらの紋章は調べた限りではそれに該当する紋が無いものである。

表4中の本多山城守、および松浦玄蕃の紋章については前報⁽⁵⁾⁽⁷⁾においても、不明紋としてまとめた紋章であり考察を省略する。

相良志摩守頼福は長剣梅鉢と共に、表4中の紋章を用いている。相良氏は代々長剣梅鉢紋を用いており、表4中の紋章は初めて認められるものである。この紋章は図柄から考えると花弁のようでもある。梅紋とも考えられるが調べた限りでは何紋なのか不明である。

4. まとめ

以上寶永5年の大名465氏の紋章694ケースについて分類しました。

新しい紋章としては

(1) 今まである紋章を変化させたもの

- ・ 部分的に変化させたもの………

3ケース

- ・ 外郭を付したもの……………

3ケース

表5 寛永5年の7000石～500石の武将の紋章の分類

文様紋		植物紋		動物紋		合成紋		
紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	
目結紋	丸に隅立四つ目結 (丸と四つ目の間黒地)	2	桐紋	五七の桐 (花黒地)	1	鷹の羽紋	瓜輪(黒地)に 八つ鷹の羽車	1
菱紋	丸に溝口菱 (溝口菱黒地)	1	梅紋	星梅鉢	2			
			藤紋	藤巴	1			
			梶紋	丸に立梶の葉	1			
			牡丹紋	丸に牡丹	1			
			丁字紋	六つ丁字	1	祇園守紋	祇園守	1
			車前草紋	丸に車前草	1			

- ・ 外郭を変化させたもの…………… 1 ケース
 - ・ 組み合わせを変化させたもの… 1 ケース

2) 新しく組み合わせたもの…………… 1 ケース

3) 紋章名不明であるが新しいもの… 1 ケース

以上の10ケースの紋章であった。
尚新しい紋章ではないが、替紋として用い
ていると考えられる紋章に、輪のみを用いる
大名が12名あった事を付記する。

III. 7000石～500石の武将の紋章

1. 紋章の分類

29氏の用いた紋章を分類し表5に示す。

次に表5の紋章をまとめてその数を図2に示す。

用いられていた紋章の総数は31ケースであった。

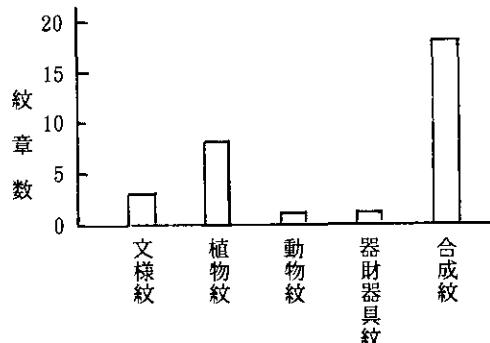


図2 7000石～500石の武将の紋章の種類

7000石～500石の武将については収録されて
いた人数が少ないため、本報大名の紋章およ
び前報⁽¹⁾との比較は妥当ではないと考えら
れるが、図2の結果から植物紋が他の系列紋
より多いのは同様であり、また合成紋が最も
多い特徴を持つ。

2. 新しい紋章

新しい紋章としては、今まである紋章を部分的に変化させたもの 1 ケースが認められた。

紋章および用いた武将を表 6 に示す。

表 6 今まである紋章を部分的に変化したもの

紋 章	紋 章 名	氏 名	石 高
	銀輪に離れ六曜	戸田播磨守光規	3000俵

銀輪に離れ六曜紋は前報⁽¹⁾において新しく組み合わせた紋章で述べたものである。前報⁽¹⁾の武将は戸田大膳であった。石高は同じであるが氏名、石高、紋章の図柄が記されているだけなので同一人であるかはわからぬ。前報⁽¹⁾でも述べたが、この紋章の外郭は銀なのかどうかはっきりせず、またその外郭はアンバランスに書かれたものであった。本報における紋章は銀である事が認められ、前報との違いは離れ六曜を白く、したがって銀と星の間が黒地にされていることである。つまり星とその周囲の関係を白黒反対にしただけであるが、銀輪がバランスよく、しかも太さを持たせて描かれているために美しい紋章に変化している。

3. まとめ

寶永 5 年の7000石～500石の武将29氏の紋章31ケースについて分類しました。

新しい紋章としては、部分的に変化させたもの 1 ケースのみであった。

その主な内容は、この年に新しく用いられた紋章を見出すことである。

新しい紋章としては

1. 大名の紋章

今まである紋章を変化させたもの……

8 ケース

新しく組み合わせたもの……

1 ケース

紋章名不明であるが新しいもの……

1 ケース

2. 7000石～500石の武将の紋章

今まである紋章を変化させたもの……

1 ケース

合計11ケースが新しい紋章であった。尚最も新しいと考えられる新しい事物を用いた紋章の記載は認められなかった。

引用文献

1. 若山：北星短大紀要、29 159 (1993)。
2. 橋本博：大武鑑卷 3、大治社。
3. 国民百科事典：平凡社。
4. 若山：北星短大紀要、26 57 (1989)。
5. 若山：北星短大紀要、28 131 (1992)。
6. 若山：北星短大紀要、24 83 (1987)。
7. 若山：北星短大紀要、27 139 (1990)。

IV. 結 び

本報においては寶永 5 年に記載されている大名465氏、7000石～500石の武将29氏の紋章について考察を行なった。